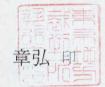
令和4年(執口)第2170号 令和 4 年 8 月 17 日

催告書

孫 樹斌(SUN SHUBIN) 殿

東京地方裁判所 執行官 常德 章弘 電話 03-5721-0734 内線



- 1 債権者(申立人) 独立行政法人 都市再生機構 から,あなたが 占有する本件建物(土地)について,明(引)渡しの強制執行の申立て があったので,下記2の期日の前日までに,すべての動産類を搬出し て本件建物(土地)から任意に退去するよう催告します。
- 3 強制執行実施の際には、あなたや家族(従業員)の方が不在の場合でも、建物等の鍵を開けて立ち入りをし、そこにある動産類をすべて搬出します。

その際,あなたや家族(従業員)の方がその遺留品を引き取らない場合,その場で売却するか,または倉庫等に一定期間保管した後に売却することになります(保管に要した費用は,あなたの負担となります。)。

4 上記強制執行実施の前には、特に貴重品、身のまわり品(生活に必要な衣類など)等を必ず持ち出すようにしてください。

(注意)

任意退去の際、搬出する動産類(家財道具など)の中に、差押えを受けている物件がある場合は、前もって当職に連絡してください。